

## 仕様書

### 1 事業名

令和8年度阿倍野区子どもの体力向上支援事業

### 2 事業目的

区内市立小学校の体育科授業等へ、種目に特化した運動指導員を派遣して運動技術指導を行う。その際、「子どもが運動のコツを習得する」「子どもの運動に対する苦手意識が薄まる」「子どもに運動の楽しさが伝わる」の3要素を念頭に置いた指導を行い、これらの要素を相互に関連させることで子どもが自ら積極的に運動に取り組むことを促し、ひいては体力・運動能力向上につなげることを目的とする。

### 3 契約期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

### 4 業務内容

阿倍野区内の市立小学校 10 校の児童等を対象として、運動指導員派遣による体育の実技指導を実施する。

#### (1)指導の実施単位について

・指導の実施単位を 1 単位とし、内容は次のとおりとする。

1 単位あたりの運動指導員人数:2 名以上

1 単位あたりの時間:1時間程度(45 分間の授業時間に加え、準備及び片付けの時間を含む)

1 単位あたりの学級数:1～2 学級程度

・本事業の総単位を 60 単位とし、各小学校で実施する単位は下記のとおりとする。

①大阪市立高松小学校(大阪市阿倍野区天王寺町北 3-17-19) 5単位

②大阪市立常盤小学校(大阪市阿倍野区松崎町 3-11-12) 12 単位

③大阪市立金塚小学校(大阪市阿倍野区旭町 3-4-46) 2単位

④大阪市立丸山小学校(大阪市阿倍野区丸山通 1-4-43) 5 単位

⑤大阪市立晴明丘小学校(大阪市阿倍野区晴明通 10-34) 6単位

⑥大阪市立阿倍野小学校(大阪市阿倍野区阪南町 2-17-21) 5 単位

⑦大阪市立阪南小学校(大阪市阿倍野区阪南町 5-7-40) 10 単位

⑧大阪市立長池小学校(大阪市阿倍野区長池町 20-26) 5 単位

⑨大阪市立苗代小学校(大阪市阿倍野区阪南町 1-26-30) 6 単位

⑩大阪市立晴明丘南小学校(大阪市阿倍野区帝塚山 1-23-8) 4単位

※ただし、総単位の範囲内で、各学校間で単位数が増減する場合がある。

※指導当日の天候等(本仕様書 11(6)に定める場合を除く。)により実施が困難になることのないよう学校との協議時に代替日及び代替手法についても協議をすること。

#### (2)実施内容について

・受注者はア・イ・ウの3案を実施できるよう準備し、各学校はア、イ、ウのいずれかを選択できる。また、ア、イ、ウを組み合わせて選択することも可とする。

ア 体つくり運動(1単位)

イ 陸上運動【走り方】(1単位)

ウ 民間事業者の特性を活かしたプログラム【自由提案】(1単位)

#### 【想定されるプログラム例】

ア 「体つくり運動」

「鬼ごっこ」や「かくれんぼ」など、昔遊びを取り入れた、バランス・柔軟性、体の基本的な動きを身につけるプログラムなど

イ 「陸上運動」

運動の基本となる走りの基礎を身につけ、発達段階に応じた体の使い方を学ぶプログラムなど

ウ 「自由提案」

バスケットボールやサッカー、水泳など

※ただし、実施にあたっては可能な限り各学校の希望内容を尊重し、内容を考案すること。

・各学校が選択できる種目は下記のとおりとする。下記以外の種目を学校が希望する場合は、可能な限り応じること。

#### ＜選択できる種目＞

マット運動、鉄棒、跳び箱、体つくり運動、表現運動、リズムダンス

短距離走(走り方)、ハーダル走、走り幅跳び、走り高跳び、水泳

サッカー、バスケットボール、ソフトボール

・事業の実施にあたっては、指導を受けた児童が「運動のコツを習得した」「運動に対する苦手意識が薄まった」「運動の楽しさが伝わった」といった3つの設問のいずれかで、肯定的な回答(例:「そう思う」「あてはまる」など)が90%以上となることを目標にプログラムを構築すること。

・事業の実施にあたっては、児童の安全管理に万全の注意を払い対応する内容を提案すること。

・指導実施後も、各学校において教職員が今後の指導の参考として活用しやすく、継続的に実施可能なプログラムを提案すること。

・実施内容は、各学校の施設環境も踏まえ、効果的に体力向上につながるようなプログラムにすること。

・プログラムは、体育が得意な子どものみならず、体育が苦手な子どもであってもスポーツや体を動かすことの楽しさを実感できるプログラムとし、現行(平成29年文部科学省告示)の小学校学習指導要領に準拠する内容とすること。

・各回の指導終了後、学校に対しアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。なお、アンケート内容は事前に発注者と協議すること。

### (3)運動指導員の選定・配置

・運動指導員は責任者と講師で構成し、スポーツ指導に精通した者とする。なお、プログラム1回

につき責任者と講師各1名以上を配置すること。

- ・責任者は、プログラムの運営にあたり、児童の指導にあたりながら全体をコーディネートし、講師を指揮監督するにふさわしい人材を選定すること。
- ・講師は、参加者にとって親しみやすく、指導員として人格的に優れた者を選定すること。
- ・勤務成績の不良または心身の故障等の事情により業務の遂行に支障があるとき、もしくは指導者としてふさわしくない行為があるなど、業務の遂行に適格性を欠くと発注者が判断するときは、発注者は代替の運動指導員を要求することができるものとする。

#### (4)教材

- ・プログラムの実施にかかる教材費等は、全額委託費に含むものとし、各学校及び児童の負担はないものとする。
- ・教材等の準備物については、すべて受注者が準備・設営・撤収すること。ただし、プログラムの実施において使用する各学校の設備・備品等(例:コーン、ボール、マイク等)については、学校長の了承のもとで使用できるものとし、使用料が発生する場合は全額委託費に含むものとする。準備物については、詳細を各学校に確認すること。

#### (5)中止・延期時の取扱い

- ・荒天が見込まれる場合は、大阪市の基準により、学校長がプログラムの中止または延期を決定する。やむを得ず中止・延期となった場合は、発注者の指示に従い、受注者は運動指導者のスケジュールや準備を柔軟に設定するようにし、代替の実施を滞りなく行うこと。  
なお、中止・延期の代替日設定にかかる費用は全額委託費用に含むものとする。

### 5 実施場所

各学校または発注者が指定する場所

### 6 実施日時

各学校または発注者が指定する日時

### 7 事業計画

- ・受注者決定後、事業計画策定のために、各学校と受注者による協議を行う。ただし、各学校が協議を希望しない場合はこの限りではない。
- ・協議においては、受注者が各学校と日程調整を行い、その後発注者へ報告すること。実施内容(日時、場所、学年、学級、プログラム)を決定する際は、各学校の要望を可能な限り尊重すること。
- ・協議実施後すみやかに実施計画書を作成し、指導実施の1週間前まで(協議実施が指導実施の1週間以内の場合は指導実施の3日前まで)に各学校と発注者へ提出すること。

<実施計画書への記載事項>

- ア 実施内容(指導種目、指導日、場所、対象学年・学級、指導方針、指導責任者・講師名)
- イ 講師の経歴及び担当内容
- ウ 当日の運営体制、準備物

## 8 事業報告

受注者は業務完了後すみやかに、各回の実施概要、各学校からの意見(満足度や改善点など)及び経費収支(契約書 39 条に定める部分払い請求を行うときには各回のプログラム実施ごとに提出を要する。)について詳細にまとめた事業報告書を、プログラム資料を添えて発注者に提出すること。また発注者が求める場合は、隨時本事業の実施状況について報告を行うこと。

## 9 再委託について

- (1)業務委託契約書第 16 号第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断、応募者及び参加者の個人情報の収集・管理等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3)受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5)受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 43 条第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。研修の実施報告書については、事業報告書とあわせて提出すること。

## 11 その他

- (1)本事業にかかる協議等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (2)受注者は、事業の進捗状況について、発注者からの要請に基づき業務実態が確認できる関係書類をすみやかに提示し報告を行う。事業実施状況を常に把握し、発注者が求める情報を適切な形式で提出できるようにしておくこと。
- (3)事業実施にあたり必要な情報の提供については、その都度協議し、必要と認められるときには発注者から受注者に提供する。
- (4)受注者は、各プログラムの実施に関し、連絡や問い合わせを受けることができる体制を整えること。
- (5)受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業に関する個人情報の取り扱いにあたっては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に行わなければならない。
- (6)受注者における事業責任者は、次のとおり運営体制を整え管理すること。
  - ・事業実施に携わる者を監督し、常に適正な管理に努めること。
  - ・事業を確実に実施するため、指導日の前日に学校への事前連絡を行うなど、適正な実施体制を整備すること。
  - ・事業実施に携わる者に対し、事業実施に必要な個人情報保護、人権や児童理解等のテーマで研修を行うなどの必要な教育を行うこと。
  - ・業務中に事故が発生した場合は、学校と連携し、現地スタッフにおいてただちに人命救助を行い、その後すみやかに原因を調査し、発注者へ詳細を報告して再発防止に努めること。
  - ・受注事業にかかる問い合わせや苦情に対し、誠意を持って対応し解決すること。
  - ・天災その他やむを得ない事由により、業務の変更または中止をする場合は、すみやかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (7)学校内において、報告書等で必要な写真や動画を撮影する場合は、学校の許可を得たうえで、受注者が組織として管理する機材を用いて行うこと。
- (8)この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書の各項について疑義の生じたときは、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定するものとする。

## 12 担当

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40

大阪市阿倍野区役所 市民協働課(教育支援) 担当者:穴見・山下

電話:06-6622-9893 Eメール : ts0002@city.osaka.lg.jp